

番 号： 140268

国 名：ラオス

担当部署：農村開発部

案件名：南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト（営農）

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：営農
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年6月中旬から2015年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 7.00M/M、合計7.50M/M
- (3) 業務日数：準備期間 4日 第一次派遣 63日 国内作業 2日 第二次派遣 147日 整理期間 4日

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月21日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

[http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

### 4 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
  - 1) 業務方針の基本方針 16点
  - 2) 当該業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等
  - 1) 類似業務の経験 28点
  - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 3) 語学力               | 16点 |
| 4) その他 学位、資格等        | 12点 |
| 5) 業務従事者によるプレゼンテーション | 16点 |

(計100点)

類似業務	営農に係る各種業務
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：

## 6. 業務の背景

ラオス国は国土面積23.7万平方kmの約80%が山岳地帯であり、耕地面積は約5%の75万ha、乾季灌漑面積は約9万haと水田面積全体の約10%強を占めており主要産業は農業である。

同国では1990年代から灌漑施設整備を行い灌漑面積拡大に努めてきたが、財政難から灌漑施設の財産権だけでなく、操作管理や運営管理に関する権利と義務を農民組織(農民で構成された水管理グループや水管理組織)に移譲・移管する「IMT(Irrigation Management Transfer)施策」を推進してきた。しかし、農民の灌漑施設の維持管理能力が醸成されないままに移譲されたため、老朽化した分水ゲートやポンプといった施設機械類が修理されない、幹線・末端水路の整備が不十分、水配分の方法が理解されていない等、必要な灌漑用水の供給が出来ず、計画灌漑面積に比べ実際の灌漑面積が年々減少しているのが実態である。

これらを背景に、ラオス政府の要請に基づきJICAは2010年11月から2015年11月の5年間の予定で「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」)を実施中である。本プロジェクトは、ベトナム、タイにつながる東西回廊が通過するなど地理的条件に恵まれているサバナケット県の2つの郡に設置したモデル地区(5地区)において、農民の参加による幹線水路と末端水路の整備、水管理グループへの指導及び商品作物振興のための営農の改善、生産組織化等を通じて、県と郡の農林事務所職員の能力向上及び水管理グループ等の組織の強化等を図ることを目標に、3名の長期専門家(チーフアドバイザー／制度化、水管理／末端水路整備、業務調整／研修計画)を派遣し、農林省灌漑局と普及局、及びサバナケット県農林局(PAF0)及びサイブリ郡、チャンポン郡の郡農林事務所(DAF0)をカウンターパート(C/P)機関として実施している。

営農分野については、これまで営農指導専門家を2回(2011年5月～7月、2011年10月～2012年3月)、営農計画改善専門家を1回(2012年9月～2013年3月)、普及手法専門家を1回(2013年6月～7月)、商業的農業生産・生産組織化専門家を1回(2013年10月～12月)、営農専門家を1回(2013年6月～2014年3月)派遣している。これらの専門家派遣を通じて本プロジェクトでは営農類型調査、土壌調査、国内外の農産品の市場調査を行っており、その調査結果に基づき商品作物として可能性のある作物が選定された。また、営農計画改善専門家の活動により、これらの営農類型を普及させるための5か年活動計画も作成され、同

計画に基づき2013年よりC/P機関へ栽培指導を開始した。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、商品作物の営農類型普及に向けた5か年活動計画を踏まえつつ、営農計画への助言、栽培技術の指導及び商品作物生産のための生産組織化（既存の生産組織の強化を含む）を行う。業務対象地域ではこれまで稲以外の作物がほとんど栽培されていなかったため、稲以外の作物や野菜類の新規導入や栽培改善に関する助言・指導に特に注力する。

なお、第一次および第二次現地派遣期間中の研修および現場での技術指導に際しては、研修対象者等を対象とするアンケート又は聞き取り等を通じて、研修成果、商品作物振興に向けた課題等の把握を行い、この結果を踏まえて現場指導及び研修を行うこと。また、研修及び現場指導に関わる普及セクションと灌漑セクションの調整を支援するとともに、チーフアドバイザー／制度化専門家をはじめ他のプロジェクト専門家と密にコミュニケーションをとり、プロジェクト全体の方向性に沿って活動を進めることに留意する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2014年6月中旬）

- ア 本プロジェクトに関する既存資料を通じて情報収集及び分析を行い、プロジェクト内容及びラオス国における当該分野の状況を把握する。
- イ 業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部に提出・説明する。

### (2) 第一次現地派遣期間（2014年6月下旬～2014年8月下旬）

- ア 現地業務開始時に、業務計画書（和文）をJICAラオス事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
- イ C/P及びプロジェクト専門家に対して業務計画書（英文）を提出し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針の詳細を打合わせる。
- ウ 2013-2014年乾期作に行われた営農分野の活動成果を取りまとめる。
  - ① 2013-2014年乾期中にモデル地区内に設置された展示圃（試験圃）について、展示圃（試験圃）の位置、所有農家、栽培面積、栽培作物毎の面積、灌漑方法、水源等の基礎的な状況を整理する。
  - ② それぞれの展示圃（試験圃）で生産された農産物の生産量、生産面積、生産コスト、販売金額（単価）、販売収入、販売先等を調査し、2013-2014年乾期作の営農類型、農産物の需要、農家経済を把握し、商品作物振興を行う上での生産から販売にかけての課題を明らかにする。
  - ③ 2013-2014年乾期作で行われたモデル地区内の生産組織の活動状況、活動成果等を調査し、生産組織強化及び生産組織化のための課題を明らかにする。
- エ 上記ウの内容をPAFO/DAFO職員及びモデル地区の農民と共有し、2014-2015年乾期作に向けた商品作物生産の課題、課題解決に向けた対応及び販売方法等を検討するためのワークショップを開催する。
- オ 2013-2014乾期作までの活動を踏まえて、土壌改良および施肥の活用方法を検討し、

土壌改良研修を行う。

- ① モデル地区周辺で活用可能な籾殻等の炭素素材、畜糞等の窒素素材等を調査し、モデル地区における土壌改良又は堆肥の活用推進の方法を検討する。
- ② 上記検討結果に基づき、PAFO/DAFO職員向け及びモデル地区農民向けの土壌改良研修計画と研修教材（案）を作成する。
- ③ 上記オの②に基づき、PAFO/DAFO職員及びモデル地区の農民に対し、土壌調査、土壌改良等にかかる研修及び現場指導を行う。

カ 2014年雨期作に向けた稲および稲以外の作物の栽培指導を行う。

- ① 稲作生産技術の改善ならびに商品作物生産のための生産組織の強化方法を検討し、PAFO/DAFO職員及びモデル地区の農民向けの研修及び現地指導を行う。
- ② これまでのプロジェクト活動で選定された、商品作物として可能性があるゴマ、大豆等のイネ以外の作物の導入と栽培技術にかかる研修及び現地指導を行う。
- ③ 2014年雨期作における栽培マニュアル（案）を作成する。

キ オ～カの研修及び現場指導等に必要な資機材・簡易な施設などについての整備計画を作成する。

ク 第一次現地業務結果報告書（英文）をプロジェクト専門家と協議の上作成する。作成した報告書は、C/P機関及びJICAラオス事務所に提出し、内容を説明する。

### （3）国内作業期間（2014年9月上旬）

ア 第一次派遣現地業務結果報告書をJICA農村開発部へ提出し内容を報告する。

イ 第二次現地派遣に係る業務計画書（英文・和文）を作成し、JICA農村開発部へ提出し、内容を説明する。

### （4）第二次現地派遣期間（2014年10月上旬～2015年2月下旬）

ア 現地業務開始時に、業務計画書（和文）をJICAラオス事務所に提出し、業務内容の確認を行う。

イ C/P及びプロジェクト専門家に対して業務計画書（英文）を提出し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針の詳細を打合わせる。

ウ 2014年雨期作の成果を取りまとめる。

- ① 第一次現地派遣期間に行った2014年雨期作に向けた稲及び稲以外の作物の栽培指導について、実際の生産状況、生産組織の活動、成果等をレビューし、生産技術、商品作物生産及び販売に至る過程で存在する課題等を明らかにする。
- ② この結果をPAFO/DAFO職員及びモデル地区農民と共有し、2015年雨季作に向けた商品作物生産の課題、課題解決に向けた対応等を検討するワークショップを開催する。

エ 2014-15年乾期作の技術改善指導を行う。

- ① 2014-15年乾期の稲作生産技術の改善に向けて、PAFO/DAFO職員、及びモデル地区の農民向けに研修及び現場指導を行う。
- ② モデル地区の農民に対する聞き取りや検討会開催を通じて、展示圃（試験圃）における2014-2015年乾期作に向けた商品作物の生産・販売計画をとりまとめ

る。生産・販売計画の取りまとめに際しては、PAFO/DAFO職員及びモデル地区の農民等と協議の上、チリ、ピーナッツを含む栽培重点作物を定めること。

- ③ 上記②の生産計画に従い、モデル地区の農民に対し土壌調査方法、土壌改良・堆肥の活用、碎土・畝立て、灌漑方法、栽培技術といった事項について、作物（品目）毎に技術研修ならびに圃場での技術指導を行う。その際、農業機械利用による農作業改善についても研修・指導内容に含めること。

オ 生産組織の強化と組織リーダー育成のための研修を行う。

- ① 農産物の需要等を踏まえた生産組織化の促進や、商品作物生産体制の見直しを目的として、モデル地区毎に生産組織立ち上げの課題等を明確化する。
- ② 生産組織や生産体制見直しに向けた勉強会を開催し、モデル地区における商品作物振興に向けた（既存）生産組織の強化と、組織リーダーの育成のための研修・指導を行う。

カ 上記エの商品作物の生産計画、ならびに上記オの生産組織化の状況等を踏まえつつ、栽培重点作物について、プロジェクト対象地域外での現地視察研修を企画・実施する。

キ 展示圃（試験圃）を繰り返し巡回することで、上記ウ～カで実施する各研修・指導結果のモニタリングを行う。モニタリングの結果に応じて、個別の栽培技術や病害虫の発生といった課題を解決するための助言や指導を、モデル地区の農民に対して行う。

ク 既存の栽培マニュアル（案）を改訂する。

- ① これまでの技術指導、商品作物振興に向けた課題抽出等を踏まえ、農作物の栽培方法をとりまとめた既存の栽培マニュアル（案）の改訂案を作成する。改訂案の作成にあたっては、商品作物生産の経験が浅い農民等が活用することができると留意し、土壌の準備から畝づくり、株間の取り方、排水管理等について図等も盛り込み、農民にもわかりやすい記述となるよう留意して作成する。
- ② 上記①で作成した栽培マニュアル改訂案について、PAFO/DAFO職員、モデル地区農民と共有し意見を聴取するためのワークショップを開催する。この結果を踏まえて、栽培マニュアル（改訂案）を修正し確定する。

ケ プロジェクトによって既に作成済の「営農分野のガイドライン」の目次案を参考に、同ガイドライン（案）を作成する。「営農分野のガイドライン」は、プロジェクト対象地域で商品作物振興を行う上で必要な取組の内容とそれらの手順、取組にあたっての留意事項等を整理しようとするもので、他のプロジェクト専門家と協議しつつ担当事項の案を作成する。

コ 第二次現地業務結果報告書（英文）をプロジェクト他専門家と協議の上作成する。作成した報告書は、C/P機関及びJICAラオス事務所に提出し、内容を説明する。

（5）帰国後整理期間（2015年3月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA農村開発部に提出及び報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（６）～（９）とする。

- （１）業務計画書  
和文４部（JICA農村開発部２部、JICAラオス事務所、C/P機関１部）  
英文６部（JICA農村開発部、JICAラオス事務所、C/P機関４部）
- （２）第一次現地業務結果報告書  
英文 ６部（JICA農村開発部、JICAラオス事務所、C/P機関４部）
- （３）土壌改良研修教材（案）  
英文６部（JICA農村開発部、JICAラオス事務所、C/P機関４部）
- （４）雨期作における栽培マニュアル（案）  
英文６部（JICA農村開発部、JICAラオス事務所、C/P機関４部）
- （５）第二次派遣にかかる業務計画書  
和文４部（JICA農村開発部２部、JICAラオス事務所、C/P機関４部）  
英文６部（JICA農村開発部、JICAラオス事務所、C/P機関４部）
- （６）現地業務結果報告書  
英文６部（JICA農村開発部、JICAラオス事務所、C/P機関４部）
- （７）栽培マニュアル（改訂案）  
英文６部（JICA農村開発部、JICAラオス事務所、C/P機関４部）
- （８）営農分野のガイドライン（案）  
英文６部（JICA農村開発部、JICAラオス事務所、C/P機関４部）
- （９）専門家業務完了報告書  
和文 ４部（JICA農村開発部２部、JICAラオス事務所２部）

上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

また、現地派遣期間中にかかる業務月報を作成し、JICA農村開発部に提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- （１）航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、成田⇒バンコク又はハノイ⇒ヴィエンチャン⇒バンコク又はハノイ⇒成田を標準とします。

## 10. 特記事項

- （１）業務日程／執務環境
- ① 現地業務日程

第一次現地派遣期間は2014年6月29日～8月30日、第二次現地派遣期間は2014年10月5日～2015年2月28日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー／制度化（長期派遣専門家）
- ・ 水管理／末端水路整備（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整／研修計画（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
サバナケット県農林局内プロジェクトオフィスにおける執務スペースが利用できます（ネット環境完備）。

④ その他

本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。

- (ア) 実施時期:5月27日(火)(予定)(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (イ) 実施場所:独立行政法人国際協力機構内会議室
- (ウ) 実施方法:
  - a 一者当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分
  - b プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行います。
- (エ) 業務従事予定者以外の出席を認めません。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部水田地帯第一課（TEL:03-5226-8453）にて配布します。
  - ・ ベースライン調査報告書
  - ・ 既存の栽培マニュアル（案）

- ・ 営農分野のガイドライン目次案
- ② 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
  - ・ プロジェクト概要 (<http://www.jica.go.jp/oda/project/1000232/>)
  - ・ プロジェクト基本情報 (<http://www.jica.go.jp/project/laos/014/index.html>)

**(3) その他**

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② ラオス国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICAラオス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上